

# 茨木市いじめ防止基本方針

平成26年4月

茨木市教育委員会

(平成30年1月改定)

## 目次

はじめに	1
<u>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</u>	2
1. いじめの定義	2
2. いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3. いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携について	3
(5) 関係外部機関との連携について	3
<u>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</u>	4
1. いじめの防止等のために本市教育委員会が実施する施策	4
(1) いじめの防止等のための組織等の設置	4
(2) いじめの防止等のための施策	4
2. いじめの防止等のために学校が実施する取組み	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめの防止等のための組織等の設置	6
(3) いじめの防止等のための取組み	6
3. 重大事態への対処	8
(1) 本市教育委員会又は学校による調査	8
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
<u>&lt;参考資料&gt;</u>	11
■いじめ事象が生じた時の茨木市における対応について（フローチャート）	

## はじめに

「いじめ」とは、学校の内外を問わず、児童生徒が一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものであり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

わが国では、平成 6 年に愛知県西尾市で中学生がいじめを苦に自らの命を絶つ事件が生起して以来、関係者の懸命の取組みにもかかわらず尊い命が失われる事件が繰り返され、その範囲も小学生から高校生にまで拡大し、平成 23 年には滋賀県大津市の中学校で再び自死事件が生起した。危機感をつのらせた政府は、いじめ事件を根絶し、いじめに対する取組みを徹底させるため「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法律」という。）を成立させ、文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を策定した。

本市教育委員会においても、これまでから「いじめは絶対に許されない」、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るが、早期発見・早期対応に徹し、死に至ることは絶対に阻止する。」という強い信念を持っていじめ事象に対応し、「茨木市立幼・小・中学校園に対する指導事項」等において各学校園に指導するとともに、いじめは「からかい」や「ちょっかい」から始まり、次第にエスカレートしていき、取り返しのつかない事態につながるおそれがあることから、児童生徒が訴える日々のわずかなサインも見逃さない教職員の資質の向上にも取り組んできたところである。

この基本方針は、法律第 12 条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」 <いじめ防止対策推進法>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2. いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、子ども集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

### 3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童生徒の豊かな情操や人権感覚及び道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、本市教育委員会及び学校は、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進する重要性を普及啓発することが必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、教職員が目目の前にある見えにくいいじめを見抜く鋭い感覚を磨き、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や本市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係外部機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、学校においては、校長を責任者として組織的な対応をするための体制整備が必要である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」とは、いじめに係る行為が一定期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態をいう。なお、いじめが解消している状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く見守る。

## (4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭や地域との連携が必要である。関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組みとしてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

## (5) 関係外部機関との連携について

いじめ問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係外部機関（警察、吹田子ども家庭センター、医療機関等）との連携が必要である。

また、関係外部機関との適切な連携を図るため、平素から学校や本市教育委員会と関係外部機関との情報交換を行い、関係外部機関の窓口の周知や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。現在開催している関係外部機関との連絡会議について、継続的な実施及び機能の充実を図ることが必要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1. いじめの防止等のために本市教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめの防止等のための組織等の設置

いじめの未然防止やいじめ事象等に対して適切な対応を実効的に行うため、本市学校応援サポートチーム(SOS)(以下「SOS」という。)を設置し、学校とSOSとの連携の下、いじめ問題をはじめとする学校問題の早期解決を図り、学校の取組みを支援する。

SOS 構成
○教育委員会事務局
○弁護士
○大学教授
○スクールソーシャルワーカー
○スクールカウンセラー
○いじめ対策指導員
○不登校対策指導員

#### (2) いじめの防止等のための施策

##### ①いじめの防止等に関する措置

- ・児童生徒一人ひとりがかげがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるよう人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。
- ・児童生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- ・「いじめ予防リーフレット」や「いじめ撲滅テーマソング『一人じゃないよ』」(市教育委員会作成)を有効活用し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにいじめの未然防止に努める。
- ・各校の「いじめは許さない、許されない」という質の高い集団づくりを推進し、児童会及び生徒会活動が活性化されるよう交流の場を持つなど、児童生徒の自主活動の活性化に努めるとともに、児童生徒が自ら友人関係を見直し、改善・修復する力の育成を図る。
- ・いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導体制の充実のための人的配置を図る。また、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーであって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講じる。
- ・学校におけるいじめの防止のための定期的なアンケート調査、個人面談の取り組み状況等を点検するとともに、定期的な学校訪問や教職員研修を通じ、教職員資質の向上及び学校の生徒指導体制の充実に努め、いじめの防止等に向けた取組みの充実に促す。
- ・「いじめ対応マニュアル」(大阪府教育委員会作成)の有効活用による学校におけるいじめの防止等の取組みの充実に促す。
- ・学校や市民に対して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発を行う。
- ・いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備するとともに、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進する。

- ・児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性及びその他のインターネットを通じて発信される情報の特性を理解し、インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、効果的に対処できるよう啓発に努める。

## ②いじめの早期発見と相談体制の整備に関する措置

- ・学校に対して、児童生徒に対する「生活アンケート」などの定期的な調査その他のいじめを早期に発見するために必要な措置を講ずる。
- ・学校の実情や要望に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣することにより、いじめ問題の早期解決に向けた学校の取組みを支援する。
- ・教育相談に係る研修を充実させ、個々の教職員の教育相談技能及び児童生徒の訴えからいじめを見抜き、対応する力の向上を図る。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実に努める。

・茨木市教育センター「いじめ」ホット電話相談

①TEL：0120-147-970 ②TEL：072-627-5511

・すこやか教育相談 24 TEL：0120-078-310

・すこやかホットライン TEL：06-6607-7361

・子ども家庭相談室 TEL：06-4394-8754

## ③いじめに対する措置

- ・いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めるとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、成長を促す適切な指導・支援が行われるよう学校と連携して、対策を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署や少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して対処する。
- ・障がいのある児童生徒へのいじめが生じた場合には、当該児童生徒が自分の状況を説明しにくいケースがあることを踏まえ、当該児童生徒の安心できる関わり方など、特段の配慮をもって対処する。
- ・事案の状況に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和26年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置（反省を促すための具体的処置や学力面のサポート計画など）を講ずる。
- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

## 2. いじめの防止等のために学校が実施する取組み

学校は、いじめの防止等のため、「国の基本方針」及び「茨木市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、本市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、学校のホームページなどで公開する。

**【留意事項】**学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする。そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組みや計画、取組みを実施する組織、さらには関係外部機関等との連携などについて、学校の実態や実情を踏まえて盛り込む。

### (2) いじめの防止等のための組織等の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉の専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」）を置くものとする。

（組織の名称は学校の判断による。）

### (3) いじめの防止等のための取組み

#### ①いじめの防止等に関する取組み

- ・児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるよう人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- ・特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ・「質の高い授業づくり」が「質の高い集団づくり」につながることを認識し、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくりをすすめるとともに、児童生徒同士で考え、課題を解決する力を育む。
- ・障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性的マイノリティの児童生徒、震災等で避難している児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒をはじめすべての児童生徒にとって安心・安全な学校づくりを推進する。
- ・児童生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等を推進する。
- ・「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」、「問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会作成）を活用した研修等を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ・児童会活動や生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ、「いじめ予防リーフレット」や「いじめ撲滅テーマソング『一人じゃないよ』」を有効活用するなど、児童生徒が自主的



に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援することにより、児童生徒の「自治の力」や「規範意識」及び「思いやりの心」、「問題を自ら解決する力」の育成を図る。

- ・インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性及びその他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処し、防止できるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域等が一体となった取組みを推進する。
  - ・年度始めには、いじめ問題に対する学校の取組みや基本方針、保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るよう努める。

## ②いじめの早期発見と相談体制の整備に関する取組み

- ・児童生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5 W 1 H 気づきメモなど）を行う。
- ・児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- ・校内に児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- ・児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、P T A や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

## ③いじめに対する指導や対処

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、教員が被害を受けている児童生徒から思いを聞き取り、いじめをやめさせ、事実確認・情報共有を行い、いじめの背景を分析し、再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への成長を促す適切な指導・支援とその保護者への助言及び周囲の児童生徒への指導を継続的に行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、本市教育委員会や所轄警察署、少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して対処する。
- ・障がいのある児童生徒へのいじめが生じた場合には、担任や支援学級担当教員、介助員、サポーター等、被害を受けている児童生徒が自分の思いを打ち明けたり、安心感を持てる大人が当該の児童生徒へ主体的に関わるなど、特段の配慮をもって対処する。
- ・事象の状況に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和26年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用場合を含む。）の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、本市教育委員会と連携の下、いじめを行った児童生徒に必要な指導（反省を促すための具体的処置や学力面のサポート計画など）をする。

### 3. 重大事態への対処

次に掲げる事態を重大事態とする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、調査に着手する。

※児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、市教育委員会及び学校は、被害を受けている児童等及びその保護者と連携の下、適切かつ真摯に対応する。

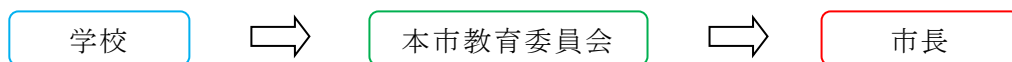
#### (1) 本市教育委員会又は学校による調査

##### ①調査について

- ・本市教育委員会または学校は、重大事態に対処し、重大事態と同種の事態の発生防止のため、SOSと当該学校の「いじめ防止対策委員会」との連携のもと、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査組織の構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、弁護士や学識経験者、元校長、心理士、社会福祉士など、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。
- ・事象の性質に応じて、「学校体制支援チーム」（大阪府教育委員会）に専門家や支援人材の派遣を要請するなど、問題事象の解決に向けて迅速に対処する。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査にあたっては、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒の心身及びプライバシーを守ることを最優先して調査にあたるるとともに、事実にしっかりと向き合うという強い姿勢で調査を行う。

##### ②報告について

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。



##### ③調査の主体について

- ・本市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- ・学校が主体となって調査を行う場合、本市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・本市教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
  - ア 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
  - イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

#### ④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - いつ頃から、
  - 誰から行われ、
  - どのような態様であったか、
  - 周囲の状況（集団分析含む）
  - いじめを生んだ背景事情
  - 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、
  - 学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係について、客観的かつ速やかに調査し、可能な限り詳細を明確にする。

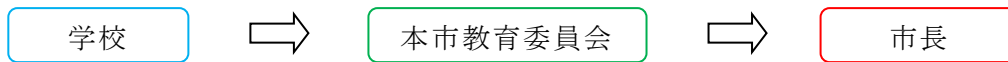
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を配慮し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、適切な指導を行う。
- ・本市教育委員会はこれらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、より積極的に学校を指導・支援したり、関係外部機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。
- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### ⑤いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- ・その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、原因・背景の徹底的な解明を行い、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自死は連鎖の可能性が あることなどを踏まえ、WHO による自死報道への提言を参考にする。

## ⑥調査結果の報告及び提供

- ・調査結果について、速やかに報告を行う。



- ・上記の調査を行ったときは、本市教育委員会と当該学校との協議の上、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、「茨木市個人情報保護条例」(平成 18 年市条例第 36 号)に基づいて、適切に提供する。

- 【留意事項】**
- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
  - ・いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置いて、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

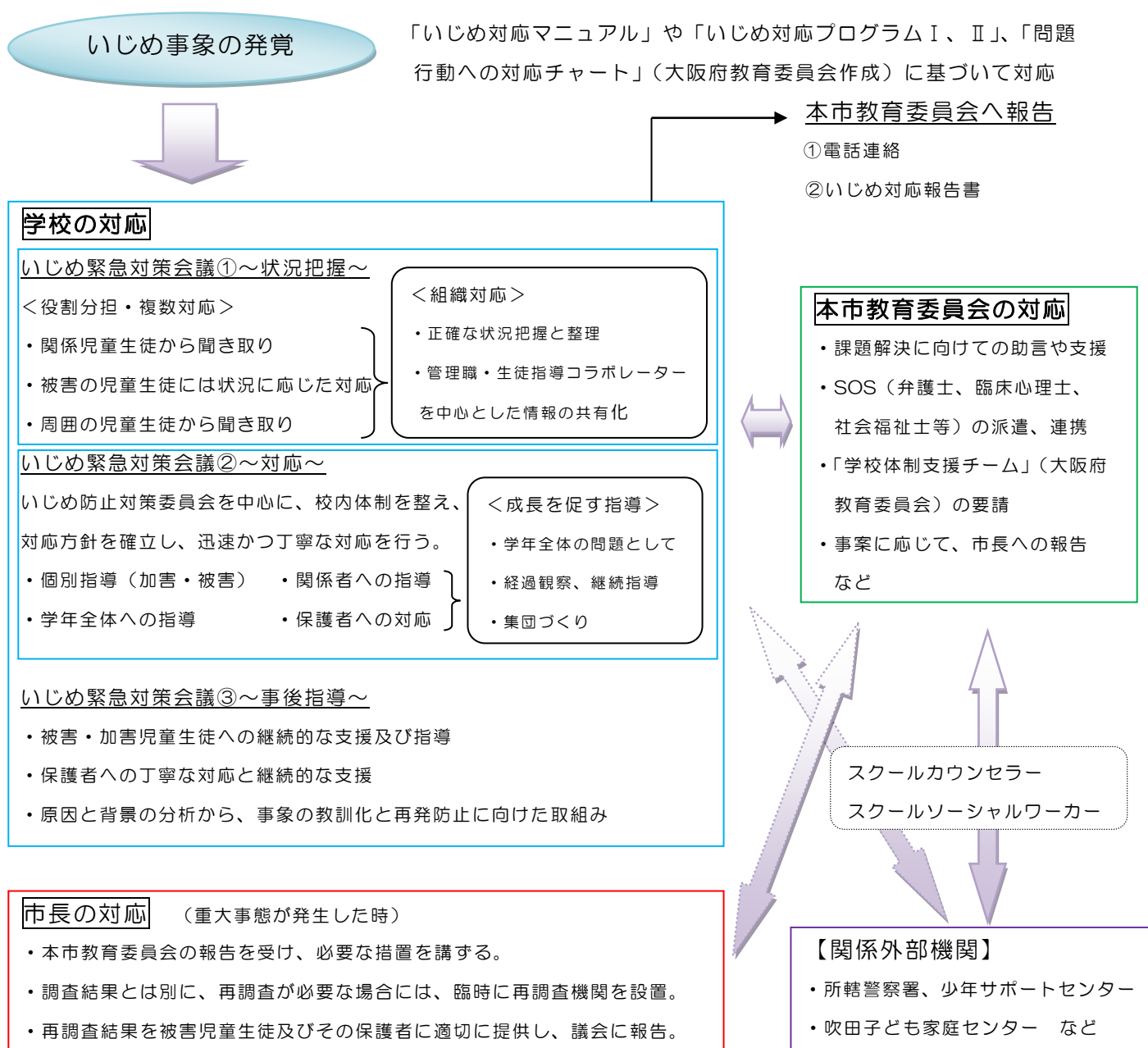
### ①再調査

- ・重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- ・再調査を行う機関(構成員)は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者とし、弁護士や学識経験者等、専門的知識を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び再調査の結果を説明する。

### ②再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- ・再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

■いじめ事象が生じた時の茨木市における対応について（フローチャート）



■いじめの防止等に向けた本市教育委員会の恒常的取組み

